

令和4年度

教育委員会定例会（3月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

教育委員会定例会

1 開催日時・場所

令和5年3月29日(水) 10時00分から10時50分まで

四條畷市役所 東別館第2附属棟1階 大会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	河田 文
委 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	花岡 純
教 育 部 副 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	賀藤 久道	教 育 支 援 セ ン タ ー 長 兼 学 校 教 育 課 指 導 担 当 課 長	広谷 光輝
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	教 育 支 援 セ ン タ ー 長 代 理 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 代 理	櫻井 康弘
教 育 総 務 課 主 任	木邨 勇貴	ス ポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 課 長	神本 かおり
青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦	教 育 部 上 席 主 幹 (ス ポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 担 当) 兼 主 任	村上 始
文 化 ・ 公 民 館 振 興 課 長 兼 公 民 館 長	安田 美有希	図 書 館 長 兼 主 任 兼 田 原 図 書 館 主 任	田中 学

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 井上 裕可

5 付議案件

議案 第7号	四條畷市立図書館処務規則等の一部を改正する規則の制定について
議案 第8号	四條畷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第9号	四條畷市個人情報保護条例の施行に関する四條畷市教育委員会規程の 廃止に関する規程の制定について
議案 第10号	四條畷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施 行に関する四條畷市教育委員会規程の制定について
議案 第11号	四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規 則の一部を改正する規則の制定について

- 議案 第12号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第13号 財産の取得に対する意見の申し出について
- 報告 第2号 令和5年度教育委員会事務局職員人事について
- 報告 第3号 令和4年度一般会計補正予算(第7号)に対する意見の申し出について
- 報告 第4号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

植田教育長	<p>みなさま、おはようございます。 只今から3月の教育委員会定例会を開催します。 会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
板谷教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p>
植田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。 本日の議事録署名者は、山本教育長職務代理者をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第7号 四條畷市立図書館処務規則等の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
板谷教育総務課長	<p>議案第7号 四條畷市立図書館処務規則等の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、一般職の職員の給与に関する条例の改正により、4級の職として新たに副主幹が追加されたことに伴い、図書館、学校給食センター及び教育委員会事務局に置くことができる職に副主幹を追加し、併せてその職務権限を定める必要があるため、本案を提案しました。</p> <p>配付している新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。</p> <p>第1条に四條畷市立図書館処務規則の一部改正として、同規則第2条第2項及び第3条第5項に副主幹を追加しています。</p> <p>次に、第2条に四條畷市立学校給食センター管理規則の一部改正として、同規則第2条第2項及び第3条第4項に副主幹を追加しています。</p> <p>続きまして、第3条に四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正として、同規則第3条第4項及び第4条第6項に副主幹を追加しています。</p> <p>最後に、附則として、本規則の施行期日を令和5年4月1日からとしています。</p> <p>改正の内容は以上となります。</p> <p>何卒ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>

植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第7号 四條畷市立図書館処務規則等の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第7号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第8号 四條畷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
板谷教育総務課長	<p>議案第8号 四條畷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、教育委員会会議に教育長及び教育委員がオンラインを活用して会議に参加することができる旨を追加するため、本案を提案しました。</p> <p>配付している新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。</p> <p>第4条に見出しとして（出席の特例）を追加し、第1項を「教育長及び委員は、次の各号に掲げる場合において、適切かつ効果的な会議の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議に参加することができる。」とし、教育長及び教育委員が、会議の出席の特例として、一定の条件に合致した場合はオンラインを活用した会議に参加することができる旨を明記し、オンラインを活用して会議に参加できる条件として同項第1号に「重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により会議の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合」を第2号に「前号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により会議の開会場所への参集が困難であり、又は適当でない場合」を明記しています。</p>

(板谷教育総務課長)	<p>第2項には、教育長と教育委員が会議にオンラインを活用して参加した場合の出席の取扱いを明確化しています。</p> <p>最後に、附則として、本規則の施行期日を公布の日からとしています。</p> <p>何卒ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
尾崎委員	<p>恐らく板谷課長の読み間違いだと思うのですが、確認です。</p> <p>第4条の2行めで、相手の状態を相互に確認しながら、と言ったのですが、これは単なる読み間違いなのか、それとも確認という文言に訂正するのかわちらでしょうか。</p> <p>確認と認識では若干意味合いが変わってくると思います。</p>
板谷教育総務課長	<p>相手の状態を相互に認識しながら、の誤りです。</p> <p>訂正いたします。</p>
佃委員	<p>第4条第1項第2号に、前号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により記載されていますが、具体的にどのような事由を想定しているのか、また、これは1人がやむを得ない事由に該当した場合、該当者のみのオンライン参加が可能なかどうか、教えてください。</p>
板谷教育総務課長	<p>月に1度開催している教育委員会定例会については、事前に日程調整をさせていただいておりますが、例えば急遽臨時会を開いてご参集いただく必要が生じた際にご都合がつかない場合等を想定しています。</p> <p>その場合、出席できない人のみ、オンラインにてご参加いただくこととなります。</p>
植田教育長	<p>ちなみに、各委員はオンライン会議に参加できる環境は整っていますでしょうか。</p> <p>(一同うなずき)</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他、確認質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第8号 四條畷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定に</p>

(植田教育長)	<p>ついて、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第8号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第9号 四條畷市個人情報保護条例の施行に関する四條畷市教育委員会規程の廃止に関する規程の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
木邨教育総務課主任	<p>議案第9号 四條畷市個人情報保護条例の施行に関する四條畷市教育委員会規程の廃止に関する規程の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通の両立、個人情報の保護に関する国際的な制度調和等を図ることから、四條畷市個人情報保護条例が全面的に改正されたことに伴い、四條畷市個人情報保護条例の施行に関する四條畷市教育委員会規程を廃止する必要性が生じたため、本案を提案しました。</p> <p>廃止の理由と致しましては、個人情報保護法の改正により、令和5年4月1日より全国共通のルールが定められました。</p> <p>それに伴い本市の四條畷市個人情報保護条例が全部改正され、新たに四條畷市個人情報保護法施行条例が4月より施行されます。</p> <p>従前の条例では、条例中に規則に委任している事項が多数あり、教育委員会としては現行の規程のなかで「市長が保有する個人情報の例による」と規定して、一括して市長の規則の例によるとしていたところです。</p> <p>今回の法改正により、条例で定められていた事項は国の法律の規定が適用されることとなるため、改正後の新条例では、内容が大幅に削減されています。</p> <p>新条例では実施機関の規則に委任している事項はあるものの、別に定める必要が無いものと思われるため、四條畷市個人情報保護法施行条例の施行に関して、教育委員会として別で定めるべき事項がなくなったため、規程を廃止するものです。</p> <p>なお、施行日前に請求されたものの取扱いについては、これまでの規定を</p>

<p>(木邨教育総務課主任)</p>	<p>適用することの経過措置を附則に規定しています。 何卒ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>細かいことなのですが、四條畷市個人情報保護法施行条例の第10条の下の附則のところですが、3の4行めの令和4年条例第 号と空白になっており、また同じく8行めも空白になっていますが、これは何か意味があるのでしょうか。</p>
<p>木邨教育総務課主任</p>	<p>当該条例に関しましては、12月市議会で可決されていますので条例の番号は決まっておるのですが、番号を入れる前のものを資料としてお渡ししておりました。 資料を持ち合わせておらず今この場で番号をお伝えすることが難しいのですが、可決されていますので、既に番号は決まっています。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>修正した資料の再提出をよろしく申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に確認質問等ございましたら申し上げます。 (「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。 議案第9号 四條畷市個人情報保護条例の施行に関する四條畷市教育委員会規程の廃止に関する規程の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第9号については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは次に移ります。 議案第10号 四條畷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する四條畷市教育委員会規程の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>木邨教育総務課主任</p>	<p>議案第10号 四條畷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する</p>

<p>(木邨教育総務課主任)</p>	<p>る条例の施行に関する四條畷市教育委員会規程の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、令和4年12月の市議会定例議会で四條畷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例が制定されたことにより、条例等により書面等でおこなうこととされている申請等については電子情報処理組織を使用する方法、いわゆる電子申請によりおこなわせることができることとされたこと等に伴い、当該方法によりおこなわせる場合の細目等は、市長が所管する手続等の例によることとする規程を制定する必要性が生じたため、本案を提案しました。</p> <p>規程の内容といたしましては、条例中に規則に委任されている事項が多数あり、教育委員会に関する電子申請等については、教育委員会の規程で定める必要があります。</p> <p>電子申請等の手続きについては同じ市のなかで、市長部局と規定内容を変更する必要がないと思われるため、「四條畷市教育委員会が所管する手続等に関する四條畷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行については、市長が所管する手続等の例による」旨定め、一括して市長の規則の例によることとしています。</p> <p>なお、施行日は公布の日としております。 何卒ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。 議案第10号 四條畷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する四條畷市教育委員会規程の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第10号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。 議案第11号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇</p>

(植田教育長)	等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。
花岡教育部次長兼学校教育課長	<p>議案第11号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。</p> <p>四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、地方公務員法の改正により、定年が65歳まで段階的に引き上げられること等を踏まえ、所要の改正をおこないたく、本案を提案しました。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第2条第1項中「再任用短時間勤務職員」の前に「定年前」を加えます。 なお、施行日は令和5年4月1日としております。 説明は以上です。 よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第11号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第11号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第12号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
安田文化・公民館振	議案第12号四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する

<p>興課長兼公民館長</p>	<p>規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>市立公民館が主催する講座及び講演に係る申込みについては、市民の利便性向上を目的に、田原支所での受付を可能としております。</p> <p>講座や講演のなかには料金の徴収を要するものも含まれることから、コンプライアンスの観点から公金の取扱い等所掌事務を明確にするため本案を提案いたしました。</p> <p>具体的内容としましては、新旧対照表にございますように、第2条に次の1号（7）市立公民館が主催する講座及び講演に係る申込みに関することを加えるものでございます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>（「なし」の声）</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第12号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第12号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議題に入る前に、議案第13号については、四條畷市情報公開条例第7条第4号に該当する非公開情報が含まれること、また、報告第2号については人事案件でございますので四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき、秘密会にしたいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第13号及び報告第2号については秘密会といたします。</p>

<p>(植田教育長)</p>	<p>また、議案第13号及び報告第2号について、会議の円滑な運営の観点から、審議する議題の順番を変更し、報告第4号の終了後に議題として審議したいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第3号 令和4年度一般会計補正予算(第7号)に対する意見の申し出についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>報告第3号 令和4年度一般会計補正予算(第7号)に対する意見の申し出について、令和4年度一般会計補正予算(第7号)を市議会2月定例議会へ上程するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を申し出ることについて、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、特に緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がなかったため、教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。</p> <p>教育関連の補正予算の詳細については、配付している資料、令和4年度四條畷市一般会計補正予算 予算に関する説明書に基づいてご説明いたします。</p> <p>資料のP5の第3表繰越明許費補正をご覧ください。</p> <p>1 追加の4行めの小学校校舎棟空調設備整備事業は、岡部小学校の校舎棟空調設備整備工事について、国の補正予算を活用して実施するため本補正予算に計上するものですが、令和5年度に実施する予定のため、繰越明許費を設定するものでございます。</p> <p>5行めの中学校校舎棟空調設備整備事業は、四條畷中学校及び四條畷西中学校の校舎棟空調設備整備工事について、小学校と同様の理由により、繰越明許費を設定するものでございます。</p> <p>6行めの四條畷市立市民総合体育館非常用放送設備アンプ取替修繕工事は、世界中で急激な需要の増加などが発生している影響から部品供給に遅れが出ており、令和4年度中に事業の完了が困難となったため、予算全額を翌年度に繰り越すものでございます。</p> <p>次に、資料のP6の第4表地方債補正をご覧ください。</p> <p>1 変更の教育債は、先ほどの繰越明許費でご説明いたしました小学校校舎棟空調設備整備及び中学校校舎棟空調設備整備事業の財源として学校教育施</p>

(阪本教育部長)

設整備事業債を増額するため、限度額を3億1,520万円増額の5億6,680万円とするものでございます。

続きまして、資料のP24からP25をご覧ください。

款「教育費」項「教育総務費」目「教育指導費」のA I型ドリル導入事務は、不用額の整理でございます。

同款の項「小学校費」目「学校管理費」の小学校管理事務のうち小学校校舎棟空調設備整備工事は、繰越明許費でご説明いたしました岡部小学校1校分の工事費を計上するものでございます。

なお、本支出に伴う財源として、3分の1の国費が交付されることとなっております。

屋内運動場照明器具改修及び屋内運動場非構造部材耐震工事は、不用額の整理でございます。

続きまして、P26からP27をご覧ください。

同項の目「教育振興費」の就学援助助成事務は、不用額の整理でございます。

同款の項「中学校費」目「学校管理費」の中学校管理事務は、繰越明許費でご説明いたしました四條畷中学校及び四條畷西中学校2校分の工事費を計上するものでございます。

なお、こちらも小学校と同様に、本支出に伴う財源として、3分の1の国費が交付されることとなっております。

同項の目「教育振興費」の就学援助助成事務と、同款の項「社会教育費」目「社会教育総務費」の市民活動センター運営事務は、不用額の整理でございます。

同款の項「保健体育費」目「保健体育総務費」の体育施設管理事務の市民総合体育館エレベーター改修工事は、予防保全の観点から、館内エレベーター2台中の1台について改修工事費を計上し、諸手続きを進めている最中、残るもう1台に故障が発生いたしました。

このため、現計予算内での執行や工期などについて種々の検討をおこなうも、いずれの工事も今年度を実施することは難しいと判断し、経済性などの観点を踏まえ、令和5年度当初予算において、改めて2台分の改修工事費を計上することとしたため、令和4年度予算の全額を減額するものでございます。

同項の目「学校給食運営費」の給食センター管理運営事務は不用額の整理でございます。

内容の説明は以上です。

なお、本補正予算は令和5年2月24日に開催された市議会2月定例議会

(阪本教育部長)	<p>において、原案のとおり可決されていることを併せて報告いたします。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
山本教育長職務代理者	<p>市民総合体育館の非常用放送設備のアンプについてです。 これについては一定緊急性を要するものであると思いますが、令和5年度で改修が完了するめどは立っているのでしょうか。 部品供給の遅れが原因と説明がありましたので気になりました。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>非常用放送設備のアンプについてですが、3月中には運用開始となる予定だったのが、約1ヶ月遅れで調達可能であるとのことですので、来年度早々に改修できる予定としています。</p>
佃委員	<p>25ページのA I型ドリルのところですが、1800万円の不用額が出たというところは良かったと思います。 既に導入されているかと思いますが、実際に活用してみてもの教員や子どもたちの声というのは、何か届いていますか。</p>
広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	<p>教員からは、小学校で言えば単元の振返りで活用しやすいと、良い報告を受けています。 また、課題が早く終わった児童が、自主的にA I型ドリルに取り組む姿も見られているようです。</p>
植田教育長	<p>他に確認質問等ありましたらお願いします。 (「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは次に移ります。 報告第4号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
勝村青少年育成課長	<p>報告第4号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。 令和5年度の四條畷市立なわてふれあい教室の利用申込の状況を踏まえ、四條畷市立忍ヶ丘ふれあい教室の定員を拡大するため、四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正したので、ご報告するものであります。</p>

<p>(勝村青少年育成課長)</p>	<p>今回、令和5年度のふれあい教室利用の申込みの受付をおこなった結果、忍ヶ丘ふれあい教室において、申込者が想定外に多く、これまでの定員では待機児が30人ほどになる状況となりました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>そのなかには、小学校第3学年の児童も多く待機となっており、教育委員会事務局としてもこの状況はたいへん厳しいものと考え、これまで2クラス80人であった定員を3クラス120人に増やし、待機児の解消を図ったものでございます。</p> <p>以上、報告第4号の説明とさせていただきます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>ふれあい教室については、支援員の確保等、事務局は大変だったと思いますが、他のふれあい教室について、来年度の待機児の状況はどうでしょうか。</p>
<p>勝村青少年育成課長</p>	<p>忍ヶ丘ふれあい教室のみが申込みが増えたような状況なのでしょうか。</p>
<p>勝村青少年育成課長</p>	<p>忍ヶ丘ふれあい教室については、申込み時点ではありますが、約30人程度の待機が出ている状況でした。</p>
<p>勝村青少年育成課長</p>	<p>他のふれあい教室につきましては、四條畷ふれあい教室で7人程度、田原ふれあい教室で4人程度、待機が出ておりますが、これらはおおむね例年どおりで、小学校第3学年までの児童は全員受入れできるものとなっています。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に確認質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは次に移ります。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>議案第13号及び報告第2号については、先ほど合議いただいたとおり秘密会となります。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>順番に議題といたしますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>(秘密会)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ただいまから、定例会を公開いたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>議案第13号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、その他の案件に移ります。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>新型コロナウイルス関連の報告をいたします。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>職員のマスク着用の考え方についてです。</p>

<p>(阪本教育部長)</p>	<p>学校に関しては、新学期からマスクをはずしていく方向性を決定していますが、市役所におきましては、高齢者等、重症化リスクの高い人が多く利用する施設であるという特性を考慮し、引き続き、職員のマスク着用の徹底を図ってまいります。</p> <p>ただし、マスク着用に関しては、厚生労働省が個人の判断ということを知っていることから、市民に対してマスクの着用を促すのではなく、職員は先ほど説明した考え方で引き続きマスク着用を継続するということを知ってまいります。</p> <p>本定例会におきましては、職員の考え方と同様の考え方のもと、引き続きマスク着用を継続してまいりたいと考えております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>この件について、確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>安田文化・公民館振興課長兼公民館長</p>	<p>新型コロナウイルスワクチン集団接種に伴う市民総合センター駐車場の使用について、ご報告いたします。</p> <p>市民総合センター駐車場の一部にプレハブを設置し、これまでワクチンの集団接種が実施されてきましたが、令和5年4月以降も引き続き、初回接種を完了している65歳以上の人や64歳以下の基礎疾患を有する人などへの追加のワクチン接種を実施する方針となっており、集団接種の実施が必要な状況となっております。</p> <p>つきましては、新型コロナウイルス予防接種プロジェクトチームから市民総合センター駐車場の使用期間延長の申請があり、令和5年8月31日まで駐車場の一部を貸し出すこととなりましたのでご報告いたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>この件について、確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>村上教育部上席主幹 (スポーツ・文化財振興担当) 兼主任</p>	<p>文化財担当から2点、ご報告いたします。</p> <p>まず1点め、史跡飯盛城跡保存活用計画の進捗状況についてご報告いたします。</p> <p>配付資料をご覧ください。</p> <p>この計画は、戦国時代末期の城郭遺構が良好な状態で残っている飯盛城跡を、適切に保存活用し、次世代へ継承するため、現状を把握して課題を整理した上で、保存活用に向けた考え方や方針などを定めたもので、今後の保存活用を進めていくための指針となる基本的な計画です。</p>

<p>(村上教育部上席主幹 (スポーツ・文化財振興担当) 兼主任)</p>	<p>計画書は、第1章から第13章で構成しており、令和4年度は、大東市とともに「史跡飯盛城跡保存活用策定委員会」を3回開催して第6章までの審議を進めました。</p> <p>令和5年度は、4回の策定委員会を開催し、令和6年3月に文化庁の認定を受ける予定で進めてまいります。</p> <p>なお、8月にパブリックコメントを実施する予定です。</p> <p>また関連事業としまして、飯盛城跡を未来に活かすかたちを考えるワークショップを今年度は4回、市内在住、在勤の人で構成し、開催しました。</p> <p>100件を超える種々のご意見をいただいております。これらは集計後に次回の策定委員会へ提出する予定です。</p> <p>令和5年度は、地権者を対象に、現状変更についての説明会を2回開催する予定です。</p> <p>続きまして、2点めのご報告です。</p> <p>韓国の国立金海博物館の特別展開催についてです。</p> <p>この度、韓国の国立金海博物館にて開催される特別展において、本市教育委員会が収蔵している文化財の資料が展示されることとなりました。</p> <p>貸し出す資料につきましては、配付資料の裏面に写真を載せております。</p> <p>馬形埴輪、子馬形埴輪、馬形土製品、人形土製品、木製ムチ・ブラシの合計6点を貸し出すこととなりました。</p> <p>3月18日まで九州の国立博物館で展示しておりましたものを、そのまま巡回展のような形で、韓国に貸し出すこととなっています。</p> <p>返却されるのは8月頃の予定です。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>以上2点について、確認質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長</p>	<p>(「なし」の声)</p> <p>インフルエンザの状況について、簡単ではありますがご説明いたします。</p> <p>3月の第一週までは学級閉鎖が報告されていましたが、その後徐々に治まりを見せまして、ピークは2月中旬ごろであったと思っております。</p> <p>最終的に、学級閉鎖は0になっています。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>この件について確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>

植田教育長	<p>この他に事務局から何かありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
尾崎委員	<p>学校教育自己診断の結果が保護者へフィードバックされ、教育委員会も分析されているかと思いますが、特に教育振興基本計画等の関係から、大きな特徴がみられたものがあれば教えてください。</p>
花岡教育部次長兼学校教育課長	<p>学校教育自己診断については、各校で12月から1月にかけて、対象の教職員、児童、生徒及び保護者向けに、今年度の学校経営、運営についてのアンケート調査をするものです。</p> <p>その結果に基づいて、学校経営報告書を学校から提出を求めたところです。</p> <p>事務局内でも報告内容について確認し、顕著なところで言いますと、子どもたちが安心して登校できる学校をめざす、という目標を掲げていた学校につきまして、そこを意識した1年間の取組みの結果、子どもたちが学校が楽しい、自分の良いところを認めてもらえるといった肯定的な回答割合が前年度に比べて高かったということがありました。</p> <p>また、小学校におきましても、校内の研究授業、特に教科横断的な研究をしていた学校について、教職員が日々の授業のなかで当該教科だけでなく、単元または教科をまたがるような授業展開を意識した、という回答が前年度に比べて顕著に増加していた、という報告がありました。</p> <p>ただ、課題といたしまして、教職員の業務の偏りが大きいと感じている学校も少なからずあったと認識しています。</p> <p>また、昨今、子どもたちが抱える困り感に教員がどのように関わっていけば良いのかという困り感を抱えている学校も少なからずあったとも認識をしています。</p>
植田教育長	<p>この他に他の委員含め、事務局から何かありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、本日予定の案件の審議はすべて終了しました。</p> <p>これもちまして、定例会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年4月26日

四 條 畷 市 教 育 長 植 田 篤 司

四條畷市教育委員会教育委員 山本 博資